

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年五月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤圭竹

一 許可番号

令和五年二月七日

指令川建セ第〇三〇一八一号

二 検査済証番号

令和五年五月八日

川建セ第〇五〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡美里町大字南十条字流作場一番四外五筆、字庚申塚三十九番五外三筆、字川原田七十六番二外八筆、字淵ノ上五百五十番一、五百五十番四、字柳原五百五十五番一外三筆、字稻荷下六百三十二番二、六百三十二番二地先道路、字上川原六百三十四番一外十筆、字大縄畑六百三十六番二外四筆、大字北十条字北根八百五十九番外四筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区神田和泉町一番地

Y K K A P 株式会社 代表取締役 魚津 彰